

# 地方自治特論 A

(地域政府再編論)

2017 年度春学期

第 5 回 (資料)

2017. 5. 18 (木)

第 3 時限 (13: 00~14: 30)

3 号館 811 室

片木 淳

katagi@waseda.jp (◎は@)

次回までに

(討論資料)

道州制推進知事・指定都市市長連合の自由民主党、公明党に対する道州制の推進要請

(平成 28 年 2 月 18 日) (本資料の最後に掲載)

を読んで、研究しておくこと。

## (参考1) 政府関係機関移転基本方針の概要

### ○ 今般の取組の趣旨等

#### 今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

- ① 地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
- ② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
- ④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制)

#### 1 研究機関・研修機関等の地方移転について

##### (1) 基本方針

地域の研究機関等と連携を図ることで、移転により、地方創生に役立ち、かつ国の機関としての機能の維持・向上も期待できるものを移転。※対象23機関・50件(別紙1)

##### (2) 今後の進め方

- ① 地方創生推進交付金等の運用に当たっては、今般の移転の取組を、地域イノベーションの好循環等につなげていくよう配慮。
- ② それぞれの取組について、平成28年度内に、具体的な展開を明確にした5~10年程度の年次プランを関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成、政府においてフォローアップ。

「今後の機関新設に当たっては、原則として東京圏外で立地」の旨の閣議決定と併せて、政府においてフォローアップ。

#### 2 中央省庁の地方移転について

##### (1) 基本方針

国の機関としての機能の維持・向上の視点から、①「危機管理業務」「外交関係業務」「国会対応業務」に留意しつつ、

- ②「施策・事業の執行業務」及びそれと密接不可分な「政策の企画・立案業務」について、できる限り現場に近いところで実施することが適当との観点から検討を行い、7つの局庁について取りまとめ(別紙2)。(機能確保等についてICT活用等による検証を行いつつ検討)

##### (2) 国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)

地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立って、国の機関における業務について、ICTの活用等による実証実験に政府全体で取組む。今般の取組を先行的実施として位置づけ、その実施状況を見つ、各省庁も参加して試行。

### ○ 中央省庁の地方移転基本方針のポイント

#### 文化庁

(独)国立文化財機構  
(独)国立美術館  
(独)日本芸術文化振興会  
[京都府提案]

#### 全面的な移転

- 外交関係や国会対応業務等の機能確保を前提とし、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転。
- このため、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会(仮称)」を政府内に設置。
- 実証実験を行いつつ、8月末までに移転に係る組織体制の概要とりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年内に移転。

#### 消費者庁

内閣府消費者委員会  
(独)国民生活センター  
[徳島県提案]

#### 移転に向けた検証

- 施策・事業の執行に関する業務(これと密接不可分な一部の企画立案業務を含む。)について、ICTの活用等による試行等を行い、移転に向けて8月末までに結論を得ることを目指す。

#### 総務省統計局

(独)統計センター  
[和歌山県提案]

#### 移転に向けた検証

- 統計データ利活用に関する業務の地方実施について、受入先の協力や体制整備を前提に、ICTの活用等を図りつつ、地域のユーザー、研究者、データサイエンスに関する蓄積との連携、人材確保、利便性等について実証実験を行い、8月末までに結論を得ることを目指す。

#### 特許庁

(独)工業所有権情報・研修館  
[大阪府、長野県提案]

#### 地方拠点の体制整備

- (独)工業所有権情報・研修館について、近畿地方の統括拠点を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

#### 中小企業庁

[大阪府提案]

- 近畿経済産業局の機能強化のための体制を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

#### 観光庁

[北海道、兵庫県提案]

- 地方運輸局の機能強化のための体制を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

#### 気象庁

[三重県提案]

- 津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について、8月末までに具体的な結論を得る

#### 【今後の取組】国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)

今般の取組を先行的実施として位置づけ、ICT活用等による実証実験に政府全体で取り組む。

【出典：まち・ひと・しごと創生本部 HP「施策等」「政府関係機関の地方移転について」「政府関係機関移転基本方針について」(平成28年3月22日)】(概

要)」より抜粋】

(参考2) 政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定)ー中央省庁の地方移転今後の取組のポイントー

文化庁の全面的な移転

文化庁 (独)国立文化財機構 (独)国立美術館 (独)日本芸術文化振興会

- 京都以外の全国各都道府県や幅広い国民の理解を得ながら文化庁の機能の強化を図りつつ、組織の抜本的改編を行う必要があることから、以下の通り、計画的・段階的に進める。
  - ・関西・京都地域の官民の協力を得て、国民の理解を得ることを目的とする先行的取組を行うため、平成29年度から「地域文化創生本部(仮称)」を設置し、文化庁の一部を先行的に移転する。
  - ・上記と並行して、文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正等の法案を、平成30年1月からの通常国会を目途に提出し、新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築し、既存の場所で運用し、最終的には京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備し、円滑に移転を実施する。

なお、抜本的な組織改編と並行して文化関係独立行政法人の在り方について、検討を進める。

本庁の拠点整備等

消費者庁 内閣府消費者委員会 (独)国民生活センター

- 「消費者行政新未来創造オフィス(仮称)」を平成29年度に徳島県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。
- 徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等や徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。
- 3年後を目途に検証し、見直しを行う。

地方支分部局等の体制整備

特許庁 (独)工業所有権情報・研修館

- 平成29年度に、近畿地方の中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図るため、知財総合支援窓口を統括し、ワンストップサービス機能を強化する(独)工業所有権情報・研修館の「近畿統括拠点(仮称)」を、大阪市内に設置する。

中小企業庁

- 地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するため、近畿経済産業局の組織改編を行い、平成29年度に、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織を設置する。

観光庁

- 各地域における観光行政のワンストップサービス化を推進するために「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を平成29年度から運営するとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において必要となる体制を充実・強化する。

気象庁

- 津地方気象台は、三重県と共同で平成28年度に新たに設置する防災施策に関する研究会を通じて、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定等を支援する。

【出典:「まち・ひと・しごと創生本部」HP「施策等」「政府関係機関の地方移転」「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」「(参考)中央省庁の地方移転 今後の取組のポイント】

## (参考3) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第6次地方分権一括法）の概要（平成28年5月13日成立、5月20日公布）

平成28年5月、内閣府地方分権改革推進室

<b>第6次地方分権一括法案</b> 「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。	<b>提案募集方式を活用した地方分権改革</b> これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進
<b>改正内容</b>	
<b>I 地方公共団体への事務・権限の移譲等(11法律)</b>	<b>【15法律を一括改正】</b>
<b>A 國から地方公共団体への事務・権限の移譲</b> ・食鳥検査に係る指定検査機関の指定・監督 ・法定上限を超える漁業近代化資金の貸付けに係る承認	<b>B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲</b> ・工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等 ・高齢者居住安定確保計画の策定
<b>C 地方公共団体等への権限の付与</b> ・港湾・漁港管理者による災害時の放置車両の移動等を可能に ・義務教育諸学校の医療費援助事務におけるマイナンバー制度による情報連携の範囲拡大 ・公立大学法人による長期借入金等、出資及び大学附属の学校の設置を可能に	<b>D 新たな雇用対策の仕組み</b> ・地方版ハローワーク(HW)の創設 ・地方公共団体が国HWを活用する枠組みの創設 国と地方の連携を抜本的に拡充した新たな雇用対策を、全国的かつ安定的な仕組みとして構築
<b>II 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し(4法律)</b> ・地方社会福祉審議会において調査審議できる事項に精神障害者福祉に関する事項を追加 ・都道府県による一定の保安林の解除に係る協議における農林水産大臣の同意廃止 ・国、都道府県及び建築主事務所を置く市町村の公共建築物に対する定期点検の見直し ・都道府県による水質汚濁物質の総量削減計画策定に係る協議における環境大臣の同意廃止	
<b>施行期日</b> ①直ちに施行できるもの → 公布の日 ②地方公共団体への事務・権限の移譲を行うもの → 平成29年4月1日 ③①、②に依り難い場合 → ①、②以外の個別に定める日	1

### I D 新たな雇用対策の仕組み（職業安定法及び雇用対策法）

<b>地方版ハローワークの創設（職業安定法）</b> △ 地方公共団体が民間事業者とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施 ⇒ 法律上、地方公共団体が行う無料職業紹介を独立した章に位置づけ ⇒ 地方公共団体が無料職業紹介を行う際の国への届出を廃止 ⇒ 民間事業者と同列に課されている規制※（職業紹介責任者の選任等）や監督（事業停止命令等）を廃止 ※利用者保護の観点から、名義貸しをして他人に無料職業紹介事業を行わせることは引き続き禁止	<b>(改正前)</b> <table border="1"><tr><td>国 (ハローワーク)</td><td>国の許可</td><td>国の規制・監督</td></tr><tr><td>無料職業紹介事業者 (地方公共団体含む)</td><td>○ (地方は届出)</td><td>○</td></tr></table> <b>(改正後)</b> <table border="1"><tr><td>国 (ハローワーク)</td><td>国の許可</td><td>国の規制・監督</td></tr><tr><td>地方公共団体 (地方版ハローワーク)</td><td>—</td><td>×</td></tr><tr><td>無料職業紹介事業者</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> ※国に通知（事後で可）。地方版ハローワークの設置状況の把握や国による支援のため	国 (ハローワーク)	国の許可	国の規制・監督	無料職業紹介事業者 (地方公共団体含む)	○ (地方は届出)	○	国 (ハローワーク)	国の許可	国の規制・監督	地方公共団体 (地方版ハローワーク)	—	×	無料職業紹介事業者	○	○
国 (ハローワーク)	国の許可	国の規制・監督														
無料職業紹介事業者 (地方公共団体含む)	○ (地方は届出)	○														
国 (ハローワーク)	国の許可	国の規制・監督														
地方公共団体 (地方版ハローワーク)	—	×														
無料職業紹介事業者	○	○														
△ 無料職業紹介を行う地方公共団体に対し、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供																

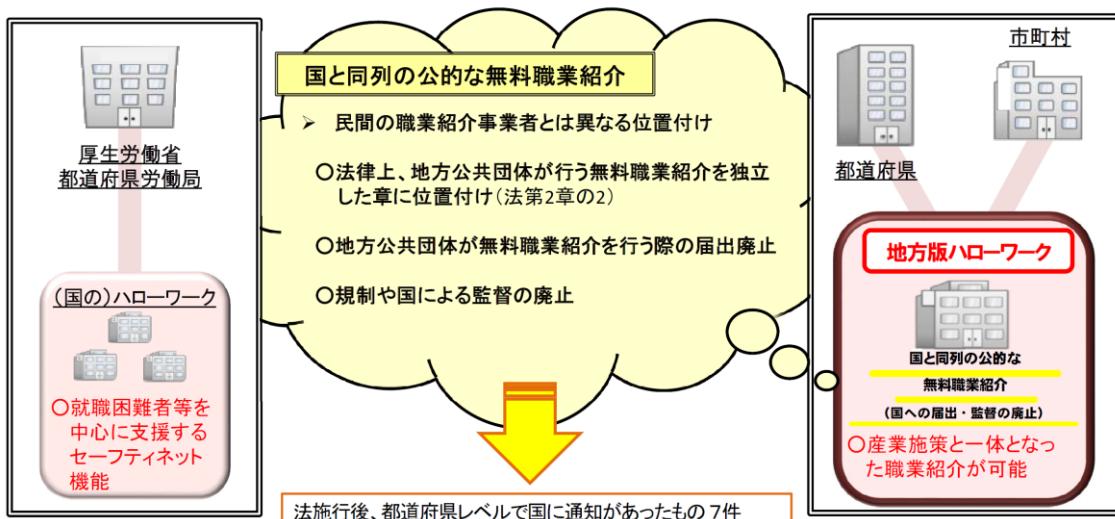
<b>地方公共団体が国ハローワークを活用する枠組み（雇用対策法）</b> △ 国と地方公共団体は、雇用に関する施策について、協定の締結や同一施設における一體的な実施などにより連携 △ 労働者の職業の安定に関する必要な措置の実施について、地方公共団体の長から厚生労働大臣に要請が可能	3
--	---

【出典：内閣府 HP「内閣府の政策 > 地方分権改革 > 第6次一括法などの施行」「概要】

## (参考4) 地方版ハローワーク

### 地方版ハローワークの創設

地方公共団体の行う職業紹介(職業安定法第§29)



#### ＜鳥取県の取組み＞

※県立ハローワークを開設 県が有する情報、機能、ネットワークを有効活用した「地域の課題解決のための打って出るハローワーク」をめざし「攻めのマッチングモデル」を構築し、地方創生と一億総活躍を実現。 3

### 国の支援（地方の雇用対策事業への財政支援）

「地方版ハローワーク」を通じた雇用対策に取り組む自治体には、地方財政措置(特別交付税措置)や国庫補助金による支援が措置された。



#### ○ 地方財政措置による支援

都道府県又は市町村が実施する以下の事業(新規又は拡充に限る)に要する経費について、特別交付税により支援  
① 無料職業紹介事業  
② ①と関連して実施する雇用対策事業(①の実施が前提)

#### ○ 国庫補助金による支援

地域活性化雇用創造プロジェクト事業※(所管:厚生労働省)において、②の雇用対策事業のうち都道府県が実施する産業施策と一体となった正社員としての雇用機会創出のための取組を支援(3年を上限に費用の8／10を補助)

※地域活性化雇用創造プロジェクト事業  
産業政策と一体となった安定的な雇用機会を創出することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済基盤の強化を図る。

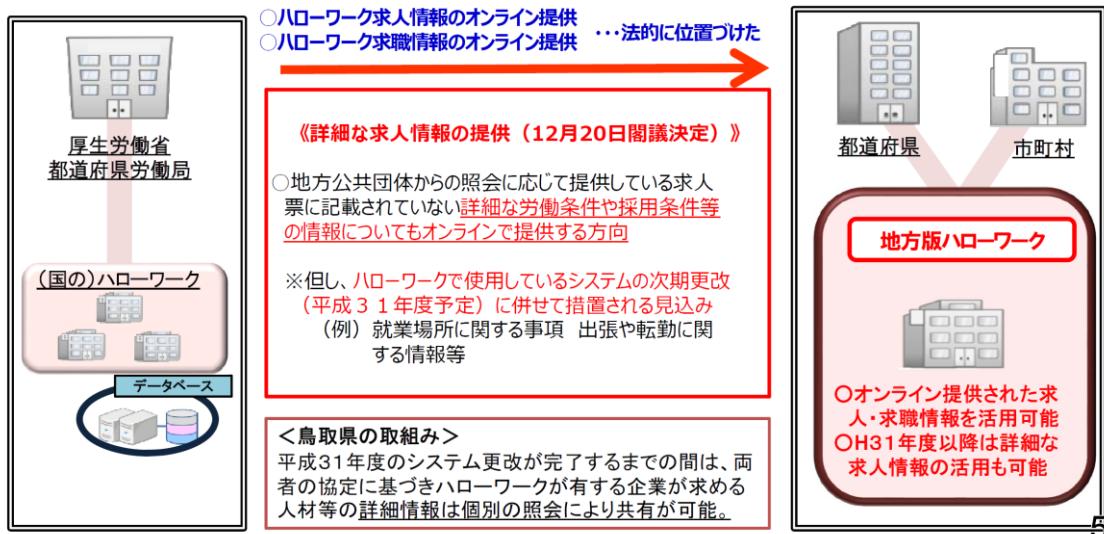
#### ＜鳥取県の取組み＞

○「鳥取県立ハローワーク」を開設し、県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による効果的なマッチングを行うほか、地域活性化雇用構造プロジェクト事業を活用して「とっとり創生雇用戦略プロジェクト」に取り組むため国に提案中。

## 国の支援（法律に基づく情報のオンライン提供）

### 《職業安定法 § 29の5》

公共職業安定所は、特定地方公共団体が求人又は求職に関する情報の提供を希望するときは、特定地方公共団体に対して厚生労働省令で定めるものを電磁的方法その他厚生労働省令で定める方法により提供するものとする。



【出典：内閣府HP「内閣府の政策 > 地方分権改革 > 地方分権改革有識者会議 > 地方分権改革有識者会議開催状況 > 第28回地方分権改革有識者会議・第52回提案募集検討専門部会 合同会議 議事次第」（平成29年2月20日）「配布資料9-1 平井議員（鳥取県知事）提出資料（1）【分割掲載】（2/3）】

## (参考5) 日本維新の会：道州制導入等の統治機構抜本改革法案 【道州制への移行のための改革基本法案〔新規立法〕】

### ＜立法の背景・趣旨＞

「我が国のかたち」（日本国憲法の理念の下における国と地方公共団体の全体を通じた統治の構造）を新たなものに転換することが喫緊の課題となっている。

→ 「道州制への移行のための改革」（地方自治の仕組みを道州と市町村との二層制に移行するとともに、これに伴い国及び地方公共団体の組織及び事務、国と地方公共団体の税源配分等を抜本的に見直す改革）を総合的に推進する必要がある。

### 第1 目的

道州制への移行のための改革について、基本理念及び基本方針、その実施の目標時期等を定めることにより、これを総合的に推進する。

### 第2 基本理念及び基本方針

(1)道州の設置等、(2)国の事務の道州への移譲等、(3)国及び地方公共団体の税財政制度の見直し、(4)都道府県の廃止等、(5)市町村の事務等を法律に規定。

### 第3 道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議

内閣に推進本部を置き、内閣府に道州制国民会議を置く。



道州制国民会議は、内閣総理大臣の諮問に応じて道州制に関する重要事項を調査審議。

⇒諮問を受けた日から3年以内に内閣総理大臣に答申。



政府は、2年を目途に道州制への移行のために必要な法制の整備を実施。



道州制への移行のための改革による新たな体制への移行。

(この法律の施行後10年以内を目標)

【出典：日本維新の会HP資料。2017.5.13】

# 1 立志社「東洋大日本国憲案（抜粹）」

1881(明治 14)年 8 月起草稿本  
植木枝盛 起草

## 日本国憲案

### 第二編 聯邦ノ大則及權限竝ニ各州ト相關スル法

#### 第一章 聯邦ノ大則

第七条 日本武藏州 山城州 大和州 和泉州 摂津州 伊賀州 伊勢州 志  
摩州 尾張州 三河州 遠江州 駿河州 甲斐州 伊豆州 相模州 安房州  
上総州 下総州 常陸州 近江州 美濃州 飛騨州 信濃州 上野州 下野  
州 岩代州 磐城州 陸前州 陸中州 陸奥州 羽前州 羽後州 若狭州 越  
前州 加賀州 能登州 越後州 越中州 佐渡州 丹後州 但馬州 因幡州  
伯耆州 出雲州 石見州 隠岐州 播磨州 美作州 備中州 安芸州 周防  
州 長門州 紀伊州 淡路州 阿波州 讃岐州 伊予州 土佐州 筑前州 筑  
後州 豊前州 豊後州 肥前州 肥後州 日向州 大隅州 薩摩州 壱岐州  
対馬州 琉球州ヲ聯合シテ日本聯邦トナス

第八条 日本聯邦ニ大政府ヲ置キ聯邦ノ政ヲ統フ

第九条 第九条 日本聯邦ハ日本各州ニ對シ其州ノ自由独立ヲ保護スルヲ主ト  
スヘシ

第十条 日本国内ニ於テ未ダ独立ノ州ヲ為サザル者ハ聯邦之ヲ管理ス

第十二条 日本聯邦ハ日本各州相互ノ間ニ關シテ規則ヲ立ツルコトヲ得

第十三条 日本聯邦ハ日本各州ニ對シテ其一州内各自ノ事件ニ干渉スルヲ得  
ス其州内郡邑等ノ定制ニ干渉スルヲ得ス

第十四条 日本聯邦ハ日本各州ノ土地ヲ奪フヲ得ス其州ノ肯テ諾スルニ非サレ  
ハ一州ヲモ廢スルヲ得ス

第十五条 憲法ニ非レバ日本諸州ヲ合割スルヲ得ス諸州ノ境界ヲ變スルヲ得ス

第十六条 日本国内ニ於テ新ニ州ヲ為スニ就テ日本聯邦ニ合セントスル者アル  
トキハ聯邦ハ之ヲ妨クヲ得ス

第十七条 外國ト諸同盟約ヲ結フノ權國家ノ体面ヲ以テ諸外國ト交際ヲ為スノ權  
ハ聯邦ニアリ

第十八条 聯邦中ニ用フル度量衡ヲ制定スルノ權ハ聯邦ニアリ

第十九条 通貨ヲ造ルノ權ハ聯邦ニアリ

第二十条 海關稅ヲ定ルノ權ハ聯邦ニアリ

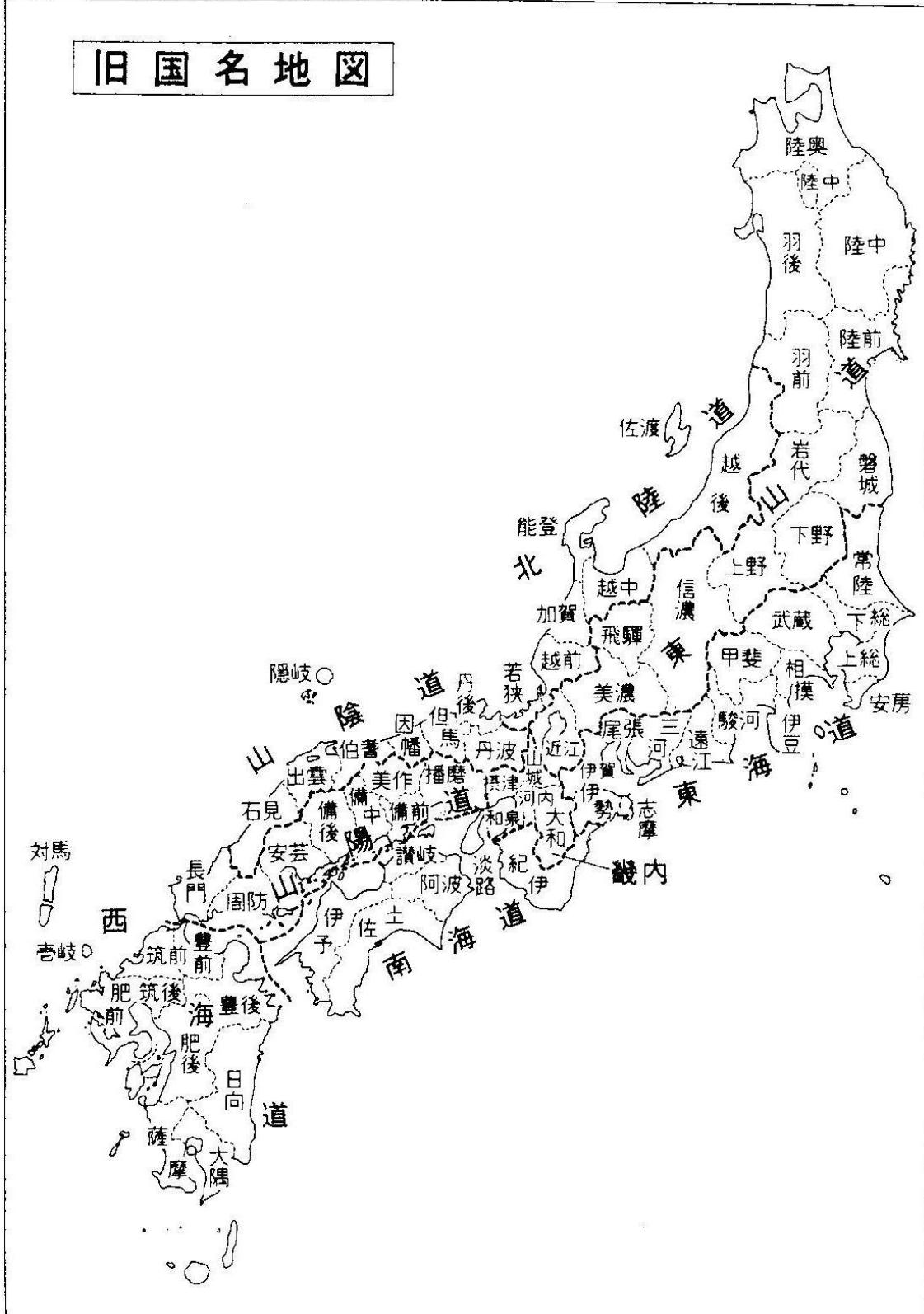
第二十一条 宣戰講和ノ權ハ聯邦ニアリ  
第二十二条 日本聯邦ハ聯邦ノ管スル処ニ燈船燈台浮標ヲ設クルヲ得同種類ノ  
者ハ順次揚クルヲ得  
第二十三条 日本聯邦ハ駅通ヲ管理スルヲ得  
第二十四条 日本聯邦ハ特ニ聯邦ニ關スル事物ノ為メニ諸法律規則ヲ定ムルヲ  
得  
第二十五条 日本聯邦外國貨幣及尺度權衡ノ聯邦内ニ通用スルモノニ価位ヲ  
定ムルヲ得  
第二十六条 日本聯邦ニ常備軍ヲ設置スルヲ得  
第二十七条 日本中一州ト一州ト相互ノ間ニ涉ル争訟ハ聯邦之ヲ審判ス  
第二十八条 日本各州ト外國使節ト公務ノ往復アルトキハ聯邦行政府ヲ經由ス

### 第三編 各州ノ權限並ニ聯邦ト相關スル法

第廿九条 日本各州ハ日本聯邦ノ大ニ抵触スルモノヲ除クノ外皆独立シテ自由  
ナルモノトス 何等ノ政体政治ヲ行フトモ聯邦之ニ干渉スルコトナシ  
第三十条 日本ノ各州ハ外國ニ向ヒ國家ノ權利体面ニ關シ國土ニ關スル條約ヲ  
結フコトヲ得ス  
第卅一条 日本各州ハ外國ニ向ヒ聯邦並ニ他州ノ權利ニ關セサル事ニ限り經濟  
上ノ件警察上ノ件ニ就キ互約ヲ為スヲ得又タ法則ヲ立ツルコトヲ得  
第三十二条 日本各州ハ既ニ寇賊ノ來襲ヲ受ケ危害ニ迫ルニアラサレハ戰ヲ為  
スヲ得ス  
第三十三条 日本各州ハ互ニ戰闘スルヲ得ス争訟アレハ決ヲ連邦政府ニ仰ク  
第三十四条 日本各州ハ現ニ強敵ヲ受ケ大乱ノ生シタルカ如キ危急ノ時期ニ際  
シテハ聯邦ニ報シテ救援ヲ求ルコトヲ得又タ他州ニ向テ救援ヲ請フコトヲ得各  
州右ノ次第ヲ以テ他州ヨリ救援ヲ請ハレシ時真ニ其危急ニ迫ルヲ知ルトキハ赴  
援スルヲ得其費ハ聯邦ニ於テ之ヲ弁ス  
第三十五条 日本各州ハ常備兵ヲ設置スルヲ得  
第三十六条 日本各州ハ護鄉兵ヲ設置スルヲ得  
第三十七条 日本各州ハ聯邦ノ許免ヲ持タシテ二州以上互ニ盟約ヲ結フヲ得  
ス  
第三十八条 日本各州ハ二州以上協議ヲ以テ其境ヲ變革スルヲ得又タ其境界  
ヲ合スルヲ得此事アルトキハ必ズ聯邦ニ通セサルヘカラス  
第三十九条 (欠落)

【出典:家永三郎編『植木枝盛選集』(1974年、岩波文庫)】

# 旧国名地図



[出典:芝蒸編著「日本道州制国家論」(1990年、世界思想社)]

## 2 岡山県 21世紀の地方自治研究会「連邦制の研究報告書」（平成3年3月、抜粋）

### 1 基本構造

- ① 府県の制度を廃し、我が国を北海道、東北、関東、中部、近畿、中四国、九州などの区域に分け、州（State）を置く。
- ② 州は、立法、司法、行政の機関を備えた支分国とする。
- ③ 州首相は、直接選挙により選出され、内閣を構成し、州議会は、州内の施策と立法と州予算を決定する。司法機関としては、現在の高等裁判所以下の裁判所は、州の司法機関とする。
- ④ 州内の基礎的地方公共団体は、市町村とし、府県を存置するか否か等州内の地方自治制度は、各州法で定める。

### 2 連邦の権限等

- ① 連邦は、州を越える行政、例えば、外交、国防、度量衡、金融、保険、社会保障、ハイウェイ、航空、特定の湖沼、国土保全、特定の治安、特定の高度の学術研究等ごく限定された統一国家としての存立のための必要最小限度の分野を担当する。
- ② 連邦の議会は、上下両院とし、上院は、州の首相と議会代表をもって構成する。

### 3 連邦と州との財源配分等

- ① 税制については、連邦の専属税、連邦と州（州内の自治体を含む。）との共同税について連邦法で明示するとともに、州（州内の自治体を含む。）の税については州法で規定することができるものとする。
- ② 現行の税制を前提とすれば、
  - 専属税としては、関税・有価証券取引税・印紙税等が考えられる。
  - 共同税としては、所得税・法人税・酒税・消費税・相続税等が考えられる。
- ③ 連邦税の賦課徴収は、一部の税（関税等）を除き、州において行うものとし、ドイツ連邦共和国の逆交付税方式の例にならって、州が租税収入の一定割合を連邦に納付する。
- ④ 州間で次のような財政調整を行い、その仕組みは連邦法で定める。
  - ア 財政調整の財源は、連邦と州の共同税の総額の一定割合の額及び財源の豊かな州からの納付金の額の合算額とする。
  - イ 上記アの共同税総額の一定割合の率は、連邦と州全体の代表機関との協議に基づき、数年間を期間として定める。
  - ウ 各州の基準的財政収入額を共同税のうち各州に帰属する収入額と各州に共通の州税の収入額の合計額を基準として、また各州の基準的財政需要額をできるだけ簡易な方法で算定するものとし、基準的財政収入額が基準的財政需要額を一定以上上回る州は、納付金を納付するものとする。

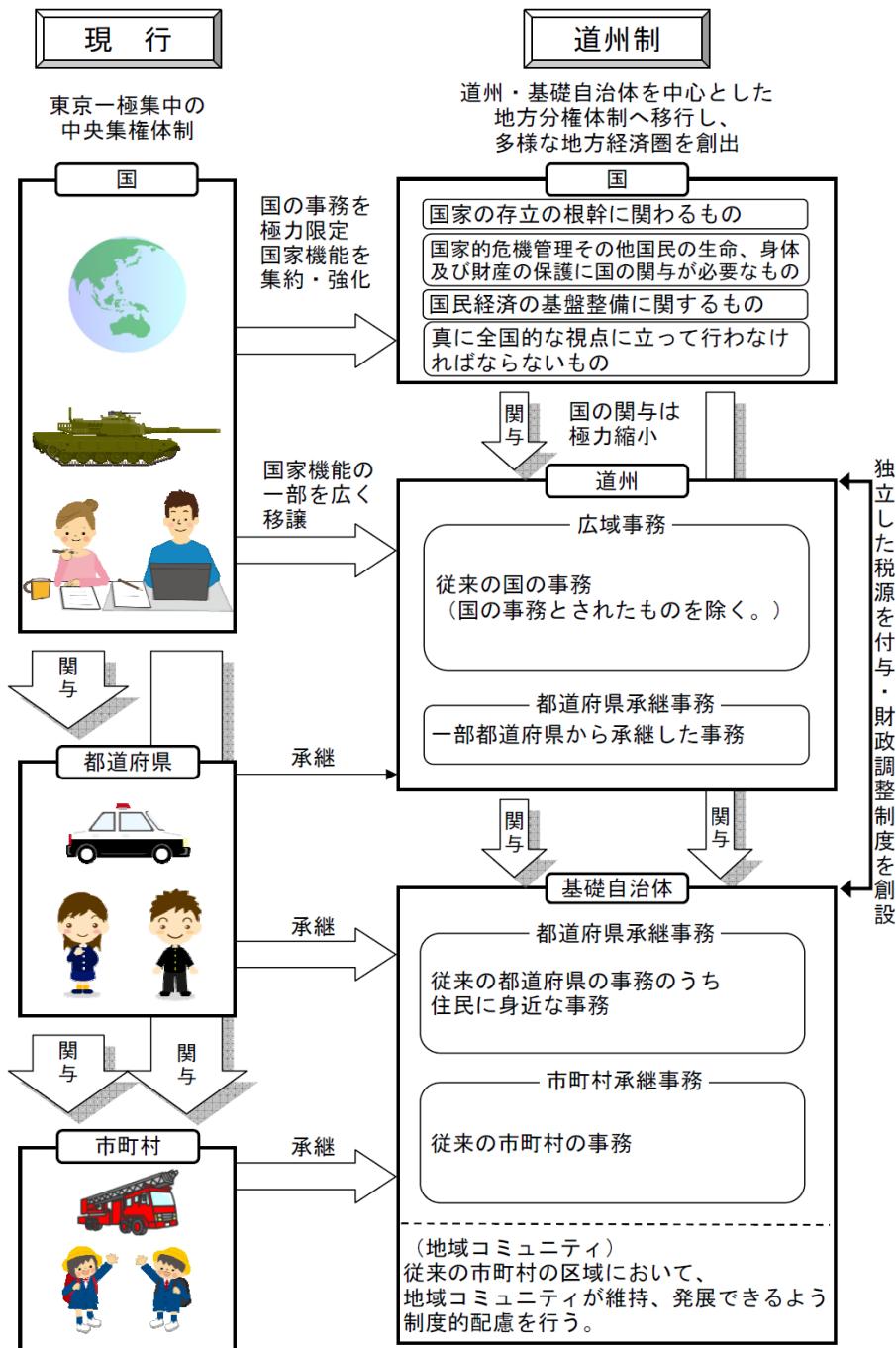
4 参考までに、我が国を7つの州に分けると想定した場合の人口及び現行税制下での州別税収額とこれに対する財政調整試算並びに現在の地方団体の歳出額との比較検討を行えば、次表（省略）のとおりとなる。

### 3 自由民主党・道州制推進本部「道州制に関する第3次中間報告」（平成20年7月29日抜粋）



【出典：自民党 HP 資料（平成 20 年 7 月 29 日）】

#### 4 自由民主党「道州制のイメージ図」（平成24年9月6日、「道州制基本法案（骨子案）」）



※ 今後、国、道州及び基礎自治体の役割分担論のみでなく、国の道州への関与の在り方や道州の基礎自治体への関与の在り方について、検討を深めることが必要である。

【出典：自由民主党 HP「政策 > 政策トピックス > 道州制基本法案（骨子案）道州制推進本部」「道州制のイメージ図】

## 5 道州制論の類型

区分	国の行政機関	中間的な団体	地方公共団体	連邦制
都道府県を廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆官治的道州制案           <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政調査部「州制」案 (S. 23)</li> <li>・市議会議長会「道州」案 (S. 29)</li> <li>・関経連「州制」案 (S. 30)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中間的道州制案           <ul style="list-style-type: none"> <li>・第4次地制調「地方」案 (S. 32)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自治的道州制案           <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政調査部「道制」案 (S. 23)</li> <li>・自民党議連「道州」案 (H. 12)</li> <li>・民主党「道州」案 (H. 12)</li> <li>・市長会「特別地方団体」案 (S. 29)</li> <li>・市長会「道州」案 (S. 32)</li> <li>・関経連「道州」案 (S. 44)</li> <li>・日商「道州」案 (S. 45)</li> <li>・日商「道」案 (S. 57)</li> <li>・中経連「道州」案 (H. 1)</li> <li>・PHP「州府制」案 (H. 8)</li> <li>・讀賣新聞社「12州300市」案 (H. 9)</li> <li>・経済同友会「道州」案 (H. 14)</li> <li>・日商・東商「道州」案 (H. 14)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆連邦制的道州制案           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成維新の会「道」案 (H. 1)</li> <li>・青年会議所「州」案 (H. 2)</li> <li>・行革国民会議「州」案 (H. 2)</li> <li>・岡山県研究会「州」案 (H. 3)</li> <li>・恒松外「州」案 (H. 5)</li> <li>・中経連「州」案 (H. 14)</li> <li>・日本経団連「州」案 (H. 15)</li> </ul> </li> </ul> <p><b>★一層制の地方自治制度</b></p>
都道府県を存置	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地方行政官庁案           <ul style="list-style-type: none"> <li>・州庁設置案 (S. 2)</li> <li>・地方総監府 (S. 20)</li> <li>・地方行政事務局 (S. 20)</li> <li>・行政調査部「地方行政庁」案 (S. 23)</li> <li>・第1次臨調「地方庁」案 (S. 38)</li> <li>・町村会「道州」案 (S. 29)</li> <li>・市議会議長会「道州」案 (S. 32)</li> <li>・町村会「道州庁」案 (S. 32)</li> <li>・関経連「地方庁」案 (S. 56)</li> <li>・関経連「地方庁」案</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国と都道府県との協議・共同組織案           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方行政協議会 (S. 18)</li> <li>・地方行政連絡協議会 (S. 40)</li> <li>・岸大阪府知事「近畿圏」案 (H. 2)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆現行都道府県を越える広域的地方公共団体案           <ul style="list-style-type: none"> <li>○三層制案</li> <li>○都道府県統合案               <ul style="list-style-type: none"> <li>・町村議会議長会「府県統合」案 (S. 29)</li> <li>・第4次地制調「県」案 (S. 32)</li> </ul> </li> <li>○都道府県の自主的合併案               <ul style="list-style-type: none"> <li>・第10次地制調「府県合併」案 (S. 32)</li> </ul> </li> <li>○都道府県連合案               <ul style="list-style-type: none"> <li>・第13次地制調</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆連邦制的道州制案           <ul style="list-style-type: none"> <li>★二層制の地方自治制度</li> </ul> </li> </ul>

	<p>(H. 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平松大分県知事 「九州府」案 (H. 7)</li> </ul>		<p>「連合」案 (S. 44)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 23 次地制調</li> </ul> <p>「広域連合」案 (H. 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域連合制度 (H. 6)</li> </ul>	
その他			<p>◆選択的道州制案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関経連「州」案 (H. 15)</li> </ul> <p><u>★二層制又は三層制の地方自治制度</u></p>	

【出典:平成 15 年 2 月 14 日、第 27 次地方制度調査会 第 16 回専門小委員会、総務省資料】

## 6 道州制に関する報告・提言等の比較

	道州制ビジョン懇談会	自由民主党 【道州制推進本部】	日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】	全国知事会 【道州制特別委員会】
理念・目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理念 時代に適応した「新しい国のかたち」に -中央集権型国家から分権型国家へ- <u>地域主権型道州制</u></li> <li>○目的 ・繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化 ・国際競争力の強化と経済・財政基盤の確立 ・住民本位の地域づくり ・効率的・効果的行政と責任ある財政運営 ・国家・国民経済の安全性の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理念 日本再生のための中央政府・地方政府の 責任の明確化と地域の経済力の強化 <u>連邦制に限りなく近い道州制</u></li> <li>○目的 ・中央集権体制を一新し、基礎自治体中 心の地方分権体制へ移行 ・国家戦略・危機管理に強い中央政府と 国際競争力を持つ地域経営主体として自 立した道州政府を創出 ・国・地方の政府の徹底的な効率化 ・東京一極集中の是正と地方に多様で活 力ある経済圏を創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理念 明治以来の中央集権体制から地域自立 体制への移行 <u>「平成の廃県置州」</u></li> <li>○目的 ・各地に活力に富む自立した広域経済圏 が形成され、東京一極集中を解消 ・「究極の構造改革」を通じた行政サービ スの質的向上と真の住民自治の実現 ・官の役割の見直しによる民主導の経済 社会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○理念 国と地方双方の政府の再構築による真の 分権型社会の実現</li> <li>○目的 ・中央集権型システムを改め、地方が真に 自立した地方分権型システムを確立</li> </ul>
メリット・デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メリット ・受益と負担の関係明確化 ・政策の意思決定過程の透明化 ・東京一極集中の是正 ・迅速で効果的な政策展開 ・重複行政の排除 ・広域経済文化圏の確立 ・国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立</li> <li>○課題 ・地域間格差の拡大 ・道州の人材・能力の不足 ・住民自治の形骸化 ・道州間の誘致競争の激化 ・都道府県単位の業界・文化団体への影響</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メリット ・インフラ整備・サービス供給のスケールメリット ・東京以外にも成長の核となる都市が育つ ・地域間の経済力格差の縮小 ・国全体の多様化・活性化 ・中央政府の国家戦略・危機管理能力の向上 ・国・地方の政府のスリム化 ・責任の明確化と地域に応じたサービス提供</li> <li>○デメリット ・道州政府は住民から遠くなる ・小規模自治体への補完機能の弱体化 ・道州内の一極集中・地域間格差 ・文化、伝統、郷土意識の喪失 ・都道府県を単位とするマーケットの縮小</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メリット ・防災・消防体制の強化 ・地域の治安向上 ・子育て支援・人材育成策の充実 ・地域医療・介護の体制充実 ・独自の産業振興策の展開による雇用創出 ・地域資源を活かした観光振興の推進 ・農林水産業の活性化 ・個性的なまちづくり ・効果的な環境保全の実施 ・近隣諸国、地域との経済交流の活発化 (「改めて道州制の早期実現を求めるH21.10」) ・国・地方を通じた行政の効率化・合理化 ・国と地方双方の政策立案、遂行能力向上 ・活力あふれる自立した経済圏の形成 ・住民ニーズに応じた行政サービスの質的向上 ・グローバルな競争力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○メリット(H18.6特別委員会) ・国のかたちを変える地方分権改革の推進 ・広域的課題の一元的・総合的な取組が可能 ・資源を効果的に活用した地域経営が可能 ・横断的施策展開による主体性の向上 ・行政運営が身近となり自治・分権が拡大 ・地域の経済や社会の活性化 ・活力ある地域社会の形成</li> <li>○デメリット(H18.6特別委員会) ・住民の一体感、アイデンティティの喪失 ・政策決定主体が都道府県より遠くなる ・道州間の財政力格差の調整の困難化</li> </ul>
役割・権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の権限は国家に固有の役割に限定し、 国民生活に関する行政の責任は一義的には 道州と基礎自治体が担う <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">例示あり</span></li> <li>○基礎自治体 ・地域に密着した対人サービスなどの行政分野</li> <li>○道州 ・広域行政、規格基準の設定、基礎自治 体の財政格差調整</li> <li>○国 ・国家の存立、国家戦略の策定、国家的基盤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○役割分担の3原則(第2次中間報告) ・国が政策・制度の基本・基準を定める場 合も実施主体は道州及び基礎自治体 ・地方支分部局は廃止し、その機能は道 州又は基礎自治体に移管 ・国庫補助事業は、財源を付して道州又 は基礎自治体に移行</li> <li>○第3次中間報告 ・権限・財源・人間は基礎自治体優先で配分 ・都道府県の仕事は原則基礎自治体に移管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の役割は外交や防衛など必要最小限の ものに限定し、国民の日々の生活に関わる政 策のほとんどは、道州あるいは基礎自治体が それぞれの地域の実情や地域の経営戦略に に基づき立案・実施</li> <li>・国の役割について「選択と集中」を図り中央 省庁を半数程度に解体・再編する</li> <li>・内政においては道州・基礎自治体が主体と なり政策を立案・実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の事務は国が本来果たすべき役割に重 点化し、内政に関する事務は基本的に地方 が担うべき</li> <li>○内政分野で国が担う分野 ・通貨や旅券など国でなければできないもの ・航空管制や気象など国が一括して担う方 が合理的・効率的なもの ・基本法制や金融など全国一律に規律し なければ重大な支障が生じるルールの設 定</li> </ul>

	道州制ビジョン懇談会	自由民主党 【道州制推進本部】	日本経済団体連合会 【道州制推進委員会】	全国知事会 【道州制特別委員会】
組織 ・ 自 治 權 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○組織 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国一律で設置基準を設けるのではなく、各道州独自の立法で自主的に組織を形成</li> </ul> </li> <li>○首長・議員の選出方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の直接選挙で選出</li> </ul> </li> <li>○自治立法権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法律は最も根幹的な事項にとどめ、具体的な内容については道州の立法に委ねる</li> <li>・国・道州間の調整等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見交換等の場として「国・道州連絡協議会」</li> <li>・国と道州で争いがある際の「裁定・調整機関」</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○首長と議会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二元代表制を基本とすべき (多選制限の必要性、議員内閣制も?)</li> </ul> </li> <li>○自治立法権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の法律は大枠的かつ最小限の内容に限り、具体的な事項は道州の自治立法に委ねる</li> <li>・法律に規定する場合には、原則として道州の自治立法で変更が可能(「上書き」)</li> <li>・基礎自治体の事務や組織に関する規定は道州の自治立法では認めない</li> </ul> </li> </ul> <p>※基礎自治体の事務や組織に関する事項を含め、地方に関することは道州に委ねるべきであるという考え方もある</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治立法権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国による法令の規律密度を緩和し、条例制定権を有効に活用</li> </ul> </li> <li>○道州間・基礎自治体間の調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整すべき問題が生じた場合は、「道州政策協議機構」(仮称)で自律的に調整</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治立法権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務執行主体の立法を基本とすべき ※道州が条例で基礎自治体の事務に関して規定しないことを原則とすべき</li> <li>・国法の規定は最小限度の基本的な事項に限り、具体的な事項は自治立法とすべき</li> <li>・保障措置として、国法の役割を限定する法規範、國の立法過程への地方の参画、国法と自治立法の競合を調整する仕組みが必要</li> </ul> </li> <li>○首長・議員の選出方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・首長は直接公選 議院内閣制も検討すべきとの意見あり</li> <li>・議員選出方法は選挙区制 比例代表制を加味することも考えられる</li> </ul> </li> <li>○自主組織権 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道州の組織・運営はできる限り道州条例に委ねられるべき</li> </ul> </li> </ul>
税 財 政 制 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本原則 <ul style="list-style-type: none"> <li>・偏在性が小さく安定性を備えた新たな税体系を構築</li> <li>・課税自主権を付与</li> </ul> </li> <li>※専門委員会による検討(1年を目途) <ul style="list-style-type: none"> <li>・税財政制度</li> <li>・国の資産・債務の取扱い</li> <li>・経済・財政格差の調整</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国からの財源に依存しない、自立的で安定した偏在性の少ない地方税を中心とした体系</li> </ul> </li> <li>○財源保障・財政調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道州が財政的に自立できるまでの間は、道州間の税源偏在の調整が必要であり、必要な財源保障、財政調整は国の役割として行うべき</li> </ul> </li> </ul> <p>※2次報告にあった「シビルミニマム交付金」や第二段階での「調整システムの廃止」については3次報告には記述なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な財源を確保するため、新たな視点から国税と地方税を再編。地方交付税、国庫補助負担金を廃止</li> </ul> </li> <li>○財政調整等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「地方共有税」を創設し水平的財政調整を実施</li> <li>・「安心安全交付金」(仮称)を新設し全国的に一定水準を確保</li> <li>・自主財源の充実のため地方消費税を活用</li> </ul> </li> </ul> <p>(「改めて道州制の早期実現を求めるJH21.10」) <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方消費税を充実させることが不可欠</li> <li>・一定の範囲で課税自主権を認める</li> <li>・地方債の起債を自由化</li> </ul> </p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系を構築</li> <li>・地方交付税を地方の固有財源として法的に位置づけ、総額や配分方法を国と地方において決定する仕組みを導入</li> <li>・国の関与を縮小する観点から、一部について道州間の水平的な財政調整を導入</li> </ul> </li> </ul>
区 割 り ・ 州 都	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民意思を尊重し、法律でブロック分け</li> <li>・必要に応じ、専門委員会を設け、透明性のある基準を設定し、基本方針を報告</li> </ul> </li> <li>○議会・行政庁の所在地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・道州の議会・行政庁の所在地は各道州が決定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区割りの選択肢 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第28次地制調の区域例をもとに4案(9、11ブロック)を提示</li> </ul> </li> <li>○州都の選択肢 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロックの中核都市</li> <li>・その他の都市あるいは中小都市</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国を10程度の区域に区分</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○区域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべき</li> <li>・枠組みの議論ばかりを先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定すべき</li> </ul> </li> </ul>

【出典：平成 22 年 7 月 8 日、全国知事会「第 18 回道州制特別委員会」「参考資料 11」】

**(次回討論資料)**

**道州制推進知事・指定都市市長連合の自由民主党、公明党に対する道州制の推進要請（平成28年2月18日）**

次期参議院議員通常選挙の公約に道州制の推進を明記するとともに、地方分権の究極の姿である道州制の実現に向けて基本法を早期に制定することを求める

我が国が直面する困難な課題に国全体が持つ優れた能力と地域の個性を発揮して立ち向かっていくため、国と地方が手を携え、有効性を失った中央集権体制を打破し、地方分権型・多極型の「新しい国のかたち」である道州制を導入して、国と地方双方の政府を再構築・機能強化することが必要である。

道州制の導入は、中央集権体制という統治システムを再構築する大改革であるとともに、基礎自治体のあり方にも影響を及ぼすものであり、国民的な議論と国政での意思決定が不可欠であることから、貴党におかれては、「道州制推進知事・指定都市市長連合」がとりまとめた、別添の「地域主権型道州制の基本的な制度設計と実現に向けた工程 一国民的な議論を喚起するための試案一」を踏まえ、地方分権型の道州制の早期実現に向けて、次の取組を一層推進していただきたい。

**記**

- 1 次期参議院議員通常選挙の政権公約に、地方分権型の道州制を推進する方針を明記し、また、試案に示す考え方を踏まえ、道州制の理念や基本的な制度設計、実現に向けた工程等を具体的に盛り込むこと。
- 2 国から地方への大幅な権限・財源の移譲や、国の府省の解体再編及び出先機関の原則廃止、道州及び大都市制度を含めた基礎自治体のあり方などの道州制の導入に係る基本的な理念や方針、道州制実現に向けた工程、制度設計を行う検討機関の設置などを定める基本法について、地方の意見を反映の上、早期に制定すること。
- 3 基本法に基づく検討機関には複数の知事及び指定都市市長などの自治体の長を参加させるなど、まさに当事者である我々地方の意見が確実に反映される仕組みを構築すること。
- 4 基礎自治体の役割や事務の補完などの体制のあり方について、基本法に基づく検討機関において、制度設計に地方の意見を十分に反映させること。

【出典：宮城県HP「分類でさがす > 県政・地域情報 > 行政改革・行政評価・分権・道州制 > 地方分権・道州制 > 地方分権・道州制（宮城県の取り組み状況等） > 道州制推進知事・指定都市市長連合 政党・政府への要請活動」「平成28年2月18日（9回目）】